

南城市地域物産館出荷連絡所運営規約

(目的)

第一条 南城市地域物産館出荷連絡所運営規約（以下、運営規約という。）は、南城市地域物産館に設置している果実野菜コーナー内において、南城市産、果実野菜を販売する必要な事項を定め適正な運営を行うことを目的とする。

(果実野菜コーナー)

第二条 南城市地域物産館果実野菜コーナーは、新鮮で安心できる商品を提供し、南城市産果実野菜を展示販売することにより生産者の生産向上意欲に寄与するものとする。

(運営組織)

第三条 南城市地域物産館出荷連絡所の運営は南城市観光協会と別途、業務委託契約を交わす事とする。

(責務)

第四条 本運営規約の則り円滑な運営に心がけるものとする。

(営業日)

第五条 南城市地域物産館果実野菜コーナーは年中無休とする。ただし、南城市地域物産館出荷連絡所が特に必要と認めた時は、南城市観光協会と協議の上、休業することができる。

(出荷対象者)

第六条 出荷対象者（以下、「出荷者」という。）は、南城市地域物産館出荷連絡所（以下、「出荷連絡所」という。）の会員として登録した者であり、かつ本運営規約を遵守できるものとする。

(出荷できる商品及び規制)

第七条 南城市地域物産館果実野菜コーナーに出荷できる商品(以下、「商品」)は、出荷者が自ら生産したものとする。

- 2 商品はJAS法及び食品衛生法にふれない物とする。
- 3 有機農法で採れた野菜やEM農法で採れた果実野菜を出荷する場合は、証明する書類等をあらかじめ出荷連絡所に提出し、内容を明記したものを商品に添付することができる。
- 4 商品についてのこだわりや作り方・食べ方等の「売り文句」並びにキャッチフレーズ等をPRしようとする出荷者は、その内容を明記したものを商品に添付することができる。
- 5 商品に傷等がある場合は、必ず表示して出荷するものとする。

(出荷方法)

第八条 出荷者の、出荷は出荷連絡所の指定場所に出荷するものとする、南城市地域物産館果実野菜コーナー納品については出荷連絡所が責任もって行うものとする。

(荷姿)

第九条 出荷者は、常に消費者の立場を考え、買いやすい荷姿につとめるものとし、商品については、衛生的に取り扱うこととする。また、荷姿については傷まないよう個々で工夫することとする。

(販売方法及び販売手数料)

第十条 販売方法は委託販売方式とし、販売手数料は売上額5%とする。

- 2 お客様がクレジットカードにて精算した場合は、上記販売手数料に3%を加算するものとする。

(販売代金精算)

第十一条 商品の販売代金精算については、レジを通過した商品のみを売上とし精算する。その管理方法は、POSシステムを導入し、バーコードラベルによる販売方法とする。

- 2 バーコードは1枚、10円とし販売代金精算振込時に差引くものとする。

3 販売代金の精算は月末締め、翌月 10 日に出荷連絡所の口座に振り込みし
出荷連絡所より精算を受けることとする。

(事故及び苦情等の処理)

第十二条 商品の苦情・返品については、出荷者が責任をもって対処すること
とする。ただし、苦情の緊急度、重要性を考慮し、南城市観光協会が必要と
認め、南城市観光協会が対応した場合、対応に要した費用はすべて出荷者の
負担とし、商品販売代金精算時に差引くものとする。

2 商品の破損、紛失、盗難等は、原則として出荷者の負担とする。

(処分)

第十三条 商品に対し、事故及び苦情があった出荷者については、南城市観光
協会より注意又は改善勧告を行い、改善等の対処が見られないと判断した時
は南城市観光協会の判断で出荷停止を文書によって行うものとする。

(その他)

第十四条 この運営規約にないもので運営に関する問題が生じた場合は南城市
観光協会と南城市地域物産館出荷連絡所と協議の上、決定するものとする。

(附則)

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。